

治癒届について

感染症にかかった場合、学校保健安全法施行規則により出席停止期間が定められています。出席停止期間は、下表の通りですが、医師の指導のもと治癒するまで治療に専念して頂きたいと思っております。再登園する際には、「治癒届」に医師の証明(印)をもらい、必要事項を記入の上、園に提出して下さい。

	疾病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ熱 痘そう クリミア・コンゴ出血熱 ヘスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第二種	* 新型コロナウイルス感染症	発生した後5日を経過し、かつ、症状が軽快して1日を経過するまで また、呼吸器症状が改善されるまで
	* インフルエンザ	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎 菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症(O-157) 腸チフス パラチフス 流行性結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	医師において感染のおそれはないと認められるまで
その他	感染性胃腸炎	主症状が消失して、医師が登園を認めるまで

※ 出席停止の日数の数え方は、その現状が見られた日は算定せず、その翌日を第1日目とします。上記の疾病の他、園の特性を踏まえ、下記の感染症についても出席停止を求めていますので、症状が落ち着きましたら、登園して下さい。(治癒届の提出は必要ありません)
(手足口病 ヘルパンギーナ りんご病(伝染性紅斑) RS ウィルス感染症 溶連菌感染症)

※ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザは、別紙の療養報告書に記入し、提出をお願いします。

治癒届

上里幼稚園 園長様

【保護者記入欄】

病状が回復し、集団生活に支障がないとされましたので届けます。

クラス

園児名

【医師記入欄】

上記の者は、登園しても差し支えないことを証明します。

(該当項目を○で囲んでください)

〈疾病名〉

百日咳

麻疹

風疹

流行性耳下腺炎

水痘

咽頭結膜熱(プール熱)

結核

流行性結膜炎

感染症胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)

その他 ()

〈療養期間〉

年 月 日 ~ 年 月 日

〈医療機関名〉

〈医師名〉

印